

# 施設使用料変更比較資料（スポーツ施設）

## 1 対象施設

### (1) 体育館

ア 奥州市ふれあいの丘公園体育館	… 2
イ 水沢体育館	… 3
ウ 江刺中央体育館	… 4
エ 江刺西体育館	… 5
オ 前沢いきいきスポーツランド前沢B&G海洋センター体育館	… 5
カ 前沢グリーンアリーナ	… 6
キ 前沢スポーツセンター	… 6
ク 胆沢総合体育館	… 7
ケ 衣川社会体育館	… 8
コ 旧東水沢中学校体育館	… 8

### (2) 野球場

ア 胆沢野球場	… 9
イ 前沢いきいきスポーツランド野球場	… 9
ウ 衣川野球場	… 9
エ 水沢公園野球場	… 10
オ 江刺中央運動公園野球場	… 10
カ 根岸公園野球場	… 10

### (3) 陸上競技場

ア 胆沢陸上競技場	… 11
イ 水沢公園陸上競技場	… 11
ウ 江刺中央運動公園陸上競技場	… 11
エ 前沢いきいきスポーツランド多目的グラウンド	… 11

### (4) 多目的広場

ア 奥州市ふれあいの丘公園多目的運動広場	… 12
イ 胆沢川桜つつみ広場	… 12
ウ 前沢スポーツセンターグラウンド	… 13
エ 江刺カルチュアパーク多目的広場	… 13
オ 旧東水沢中学校屋外運動場	… 14

### (5) プール

ア 前沢いきいきスポーツランドB&G海洋センタープール	… 15
イ 大鐘公園市民プール	… 15
ウ 胆沢プール	… 16

### (6) その他

ア 胆沢農村広場テニスコート	… 17
イ 前沢いきいきスポーツランドテニスコート	… 17
ウ 前沢グリーンアリーナテニスコート	… 17
エ 水沢公園テニスコート	… 18
オ 江刺カルチュアパークテニスコート	… 18
カ 胆沢農村広場相撲場	… 18
キ 水沢公園相撲場	… 19
ク 前沢いきいきスポーツランドパークゴルフ場	… 19
ケ 奥州市ふれあいの丘公園パークゴルフ場	… 19
コ 胆沢川桜つつみ広場グランドゴルフ場兼パークゴルフ場	… 19
サ 水沢武道館	… 20
シ 江刺武道館	… 20
ス 衣川柔剣道場	… 21
セ 水沢弓道場	… 21
ソ 奥州市ふれあいの丘公園クライミングウォール	… 21

2 施設ごとの使用料単価、区分の変更内容

(1) 体育館

ア 奥州市ふれあいの丘公園体育館

令和3年3月31日まで

(1) 体育館使用料

貸切り使用1時間までごとに

使用区分		土曜日及び休日以外の日			土曜日及び休日				
		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで		
メインアリーナ	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	1,440円	1,800円	2,160円	1,800円	2,160円	2,580円
			一般	3,000円	3,750円	4,500円	3,750円	4,500円	5,400円
		その他の催しに使用する場合		6,000円	7,500円	9,000円	7,500円	9,000円	10,800円
	入場料を徴収する場合等	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	3,000円	3,750円	4,500円	3,750円	4,500円	5,400円
			一般	6,000円	7,500円	9,000円	7,500円	9,000円	10,800円
		その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	9,000円	11,250円	13,500円	11,250円	13,500円	16,200円
	営利を目的とする場合	18,000円	22,500円	27,000円	22,500円	27,000円	32,400円		
サブアリーナ	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	320円	400円	480円	400円	480円	570円
			一般	640円	800円	960円	800円	960円	1,150円
		その他の催しに使用する場合		1,280円	1,600円	1,920円	1,600円	1,920円	2,300円
	入場料を徴収する場合等	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	640円	800円	960円	800円	960円	1,150円
			一般	1,280円	1,600円	1,920円	1,600円	1,920円	2,300円
		その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	1,920円	2,400円	2,880円	2,400円	2,880円	3,450円
	営利を目的とする場合	3,840円	4,800円	5,760円	4,800円	5,760円	6,910円		
会議室等	選手控室	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合		1室につき100円					
		その他の催しに使用する場合		1室につき200円					
	会議室	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合		1室につき100円					
		その他の催しに使用する場合		1室につき200円					
ミーティングルーム	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合		1室につき100円						
	その他の催しに利用する場合		1室につき200円						
個人使用									
メインアリーナ及びサブアリーナ		児童及び生徒	普通使用	1人1回の入場につき100円					
			回数使用	6回で500円					
		一般	普通使用	1人1回の入場につき300円					
			回数使用	6回で1,500円					
トレーニングルーム		児童及び生徒	普通使用	1人1回の入場につき100円					
			回数使用	6回で500円					
		一般	普通使用	1人1回の入場につき300円					
			回数使用	6回で1,500円					

- 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。
- 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料、会費若しくはこれに類する料金を徴収する場合又は入場料は徴収しないが営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をい、 「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 「回数使用」とは、回数券を利用して施設を使用する場合をいう。
- 午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用1時間までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間に係る使用料の額とする。
- メインアリーナの2分の1若しくは3分の1又はサブアリーナの2分の1を区分使用する場合の使用料の額は、この表に定める額の2分の1又は3分の1に相当する額とする。
- 準備、撤去等のため前日等に使用する場合の使用料の額は、この表に定める使用料の額の2分の1に相当する額とする。
- 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。
- この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

令和3年4月1日以降

(1) 体育館使用料

使用区分		土曜日及び休日以外の日			土曜日及び休日					
		午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで			
貸切り使用1時間までごとに	メインアリーナ	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	1,580円	1,980円	2,370円	1,980円	2,370円	2,830円
				一般	3,300円	4,120円	4,950円	4,120円	4,950円	5,940円
			その他の催しに使用する場合		6,600円	8,250円	9,900円	8,250円	9,900円	11,880円
		入場料を徴収する場合等	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	3,300円	4,120円	4,950円	4,120円	4,950円	5,940円
				一般	6,600円	8,250円	9,900円	8,250円	9,900円	11,880円
			その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	9,900円	12,370円	14,850円	12,370円	14,850円	17,820円
		営利を目的とする場合	19,800円	24,750円	29,700円	24,750円	29,700円	35,640円		
	サブアリーナ	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	350円	440円	520円	440円	520円	620円
				一般	700円	880円	1,050円	880円	1,050円	1,260円
			その他の催しに使用する場合		1,400円	1,760円	2,110円	1,760円	2,110円	2,530円
		入場料を徴収する場合等	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	700円	880円	1,050円	880円	1,050円	1,260円
				一般	1,400円	1,760円	2,110円	1,760円	2,110円	2,530円
その他の催しに使用する場合			営利を目的としない場合	2,110円	2,640円	3,160円	2,640円	3,160円	3,790円	
	営利を目的とする場合	4,220円	5,280円	6,330円	5,280円	6,330円	7,600円			
会議室等	選手控室	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合		1室につき110円						
		その他の催しに使用する場合		1室につき220円						
	会議室	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合		1室につき110円						
		その他の催しに使用する場合		1室につき220円						
ミーティングルーム	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合		1室につき110円							
	その他の催しに利用する場合		1室につき220円							
個人使用	メインアリーナ及びサブアリーナ		児童及び生徒	普通使用	1人1回の入場につき110円					
				回数使用	6回で550円					
			一般	普通使用	1人1回の入場につき330円					
				回数使用	6回で1,650円					
	トレーニングルーム		児童及び生徒	普通使用	1人1回の入場につき110円					
				回数使用	6回で550円					
			一般	普通使用	1人1回の入場につき330円					
				回数使用	6回で1,650円					

- 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。
- 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが、営利、宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をい、 「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 「回数使用」とは、回数券を利用して施設を使用する場合をいう。
- 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、トレーニングルームの使用料及び国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- メインアリーナ又はサブアリーナを区分使用する場合の使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。  
(1) メインアリーナ又はサブアリーナの2分の1を区分使用する場合 それぞれこの表に定める額(備考6の適用がある場合は、その適用後の額。次号において同じ。)の2分の1の額  
(2) メインアリーナの3分の1を区分使用する場合 この表に定める額の3分の1の額
- 準備、撤去等のため前日等に使用する場合は、この表に定める額(備考6又は備考7の適用がある場合は、その適用後の額)の2分の1の額(10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。
- 午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、その使用1時間までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間に係る使用料の額(備考6又は備考7の適用がある場合は、その適用後の額)とする。
- 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

ア 奥州市ふれあいの丘公園体育館（付属設備）

令和3年3月31日まで

(1) 附属設備使用料

利用区分	単位	使用料			
		一般	児童及び生徒		
体育館	吊物設備	1本	1回につき	300円	150円
	移動観覧席	片面	1時間までごとに	1,000円	500円
	スポットライト	1台	1時間までごとに	100円	50円
	放送設備(メインアリーナ)	1式	1回につき	1,000円	500円
	放送設備(サブアリーナ)	1式	1回につき	300円	150円
	移動用放送設備	1式	1回につき	200円	100円
	移動型電光得点表示装置	1組	1時間までごとに	200円	100円
	大型映像装置	1式	使用時間区分ごとに1回につき	11,000円	5,500円
	フロアシート	1枚	1回につき	100円	50円
	移動ステージ	1台	1回につき	200円	100円
	椅子	1脚	1回につき (100脚を超える分)	20円	10円
	電気機器持込料	1キロワットまでごとに		100円	50円

(2) 冷暖房設備

利用区分	単位	冷房使用料	暖房使用料	
体育館	メインアリーナ	1時間までごとに	4,700円	5,400円
	サブアリーナ			1,400円
	選手控室		100円	100円
	会議室		100円	100円
	ミーティングルーム		200円	200円

令和3年4月1日以降

(1) 附属設備使用料

利用区分	単位	使用料			
		一般	児童及び生徒		
体育館	吊物設備	1本	1回につき	330円	160円
	移動観覧席	片面	1時間までごとに	1,100円	550円
	スポットライト	1台	1時間までごとに	110円	50円
	放送設備(メインアリーナ)	1式	1回につき	1,100円	550円
	放送設備(サブアリーナ)	1式	1回につき	330円	160円
	移動用放送設備	1式	1回につき	220円	110円
	移動型電光得点表示装置	1組	1時間までごとに	220円	110円
	大型映像装置	1式	使用時間区分ごとに1回につき	12,100円	6,050円
	フロアシート	1枚	1回につき	110円	50円
	移動ステージ	1台	1回につき	220円	110円
	椅子	1脚	1回につき (100脚を超える分)	20円	10円
	電気機器持込料	1キロワットまでごとに		110円	50円

(2) 冷暖房設備

利用区分	単位	冷房使用料	暖房使用料	
体育館	メインアリーナ	1時間までごとに	5,170円	5,940円
	サブアリーナ			1,540円
	選手控室		110円	110円
	会議室		110円	110円
	ミーティングルーム		220円	220円

イ 水沢体育館

令和3年3月31日まで

1 体育館使用料(ステージ及び控室を含む。)

使用区分		全面使用の場合	半面使用の場合	
貸切使用の場合(1時間までごとに)	入場料無料の場合	児童及び生徒 一般	200円 400円	
	入場料有料の場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	児童及び生徒 一般	600円 1,200円
		その他		2,400円 6,000円
		個人使用の場合(1人1回の入場につき)	児童及び生徒 一般	50円 100円

2 会議室使用料

使用区分	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
入場料無料の場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	100円	150円	200円	200円	250円
入場料有料の場合	アマチュアスポーツ又はレクリエーション	250円	400円	600円	600円	800円
	その他	150円	250円	350円	350円	450円
その他	600円	800円	1,100円	1,100円	1,100円	1,500円

- 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第2条に規定する休日、12月29日から同月31日までの日並びに1月2日及び3日において貸切使用の場合のその他欄に該当する目的により使用する場合は、当該普通使用料の額の20パーセントに相当する額を加算して徴収する。
- 午前9時前又は午後9時後に使用する場合の使用料の額は、午前9時前のときは午前9時から正午までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間に係る使用料の額とする。
- 前日等に準備、撤去等のため使用する場合の使用料は、この表に定める額の2分の1に相当する額(算出した額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 「入場料有料の場合」とは入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料無料の場合」とはそれ以外の場合をいう。

令和3年4月1日以降

使用区分	基本使用料		付加使用料			
	全面使用の場合	半面使用の場合				
体育館	貸切使用の場合(1時間までごとに)	入場料を徴収しない場合	児童及び生徒 一般	300円 600円	1 照明設備を使用するときは、1時間までごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。 (1) 全面使用の場合 300円 (2) 半面使用の場合 150円 2 放送設備を使用するときは、一式1回につき1,100円を徴収する。 3 ステージ照明を使用するときは、1時間までごとに270円を徴収する。 4 設備以外の器具、器材の持込みにより電気を使用するときは、1回路につき110円を徴収する。	
		入場料を徴収する場合等	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合 その他の催しに使用する場合	児童及び生徒 一般		600円 1,200円
	個人使用の場合(1人1回の入場につき)	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒 一般		600円 1,200円
		合等	その他の催しに使用する場合	児童及び生徒 一般		50円 110円
会議室(1回の使用につき)	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒 一般	1室につき160円 1室につき270円	設備以外の器具、器材の持込みにより電気を使用するときは、1回路につき110円を徴収する。	
		入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒 一般		1室につき450円
	合等	その他の催しに使用する場合	児童及び生徒 一般	1室につき910円		

- 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 準備、撤去等のため前日等に使用する場合の基本使用料は、この表に定める額(備考4の適用がある場合は、その適用後の額)の2分の1の額(10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。
- 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

令和3年3月31日まで

使用区分				使用料
貸切使用1時間までごとに	アリーナ	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーション使用の場合	児童又は生徒 550円 一般 1,100円
			その他の催しの使用の場合	2,200円
			入場料を徴収する場合	児童又は生徒 1,100円 一般 2,200円
		アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーション使用の場合	児童又は生徒 1,100円 一般 2,200円	
		その他の催しの使用の場合	営利を目的としない場合 3,300円 営利を目的とする場合 6,600円	
		コミュニティホール	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーション使用の場合
	入場料を徴収する場合等	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーション使用の場合	児童又は生徒 200円 一般 400円	
		その他の催しの使用の場合	営利を目的としない場合 600円 営利を目的とする場合 1,200円	
	レクリエーションルーム	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーション使用の場合	100円	
	小会議室	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーション使用の場合	100円	
その他の催しの使用の場合		200円		
会議室	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーション使用の場合	100円		
	その他の催しの使用の場合	200円		
ミーティングルーム	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーション使用の場合	100円		
	その他の催しの使用の場合	200円		
個人使用1人1回	アリーナ	児童又は生徒	100円	
		一般	200円	
	コミュニティホール	児童又は生徒	50円	
		一般	100円	
	トレーニングルーム	児童又は生徒	100円	
		一般	200円	

- 貸切使用の場合において、アリーナの2分の1を使用する場合の使用料の額は、この表に定める額のそれぞれ2分の1に相当する額とする。
- 附属設備等の使用料の額は、別に定める額とする。

令和3年4月1日以降

使用区分				基本使用料		付加使用料
				全面使用の場合	半面使用の場合	
貸切使用の場合（1時間までごとに）	アリーナ	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒 600円 一般 1,200円	300円 600円	1 照明設備を使用するときは、1時間までごとに次に掲げる額を徴収する。 アリーナ 全面使用 800円 半面使用 400円 コミュニティホール110円 2 附属設備を使用するときは、次に掲げる額を徴収する。 移動用放送設備 1式1回110円 スポットライト 1組1時間160円 吊物設備 1本1回110円 電光掲示得点表示装置 1組1時間220円 電気機器持込料 1回路1回110円 机 1台1回60円 椅子 1脚1回 20円 3 冷暖房設備を使用するときは、1時間までごとに次に掲げる額を徴収する。 アリーナ 冷房使用料 220円 暖房使用料 550円 コミュニティホール 冷房使用料 110円 暖房使用料 110円 レクリエーションルーム 冷房使用料 110円 暖房使用料 110円 小会議室 冷房使用料 110円 暖房使用料 110円 会議室 冷房使用料 110円 暖房使用料 110円 ミーティングルーム 冷房使用料 110円 暖房使用料 110円
			その他の催しに使用する場合	2,400円	1,200円	
			入場料を徴収する場合等	児童及び生徒 1,200円 一般 2,400円	600円 1,200円	
		アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒 1,200円 一般 2,400円	600円 1,200円		
		その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合 3,600円 営利を目的とする場合 7,200円	1,800円 3,600円		
		コミュニティホール	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーション使用の場合	児童及び生徒 1室につき110円 一般 1室につき220円	
	入場料を徴収する場合等	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーション使用の場合	児童及び生徒 1室につき220円 一般 1室につき440円			
		その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合 1室につき660円 営利を目的とする場合 1室につき1,320円			
	レクリエーションルーム	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーション使用の場合	1室につき110円			
	小会議室	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーション使用の場合	110円			
その他の催しに使用する場合		220円				
会議室	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーション使用の場合	1室につき110円				
	その他の催しに使用する場合	1室につき220円				
ミーティングルーム	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーション使用の場合	1室につき110円				
個人使用の場合（1人1回の入場につき）	アリーナ	児童及び生徒	110円			
		一般	220円			
	コミュニティホール	児童及び生徒	50円			
		一般	110円			
	トレーニングルーム	児童及び生徒	110円			
		一般	220円			

- 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、トレーニングルームの使用料及び国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 準備、撤去等のため前日等に使用する場合の基本使用料は、この表に定める額（備考4の適用がある場合は、その適用後の額）の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
- 付加使用料のうち、備品及び電気設備の使用料の額は、規則で定める。
- 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。



カ 前沢グリーンアリーナ

令和3年3月31日まで

施設名及び使用の区分	単位	施設の使用料		附属設備の使用料
		一般	児童及び生徒	
グリーンアリーナ 営利、興行を目的としない場合	1時間までごとに	全面	250円	1 照明設備 グリーンアリーナ1時間までごとに 全面1,000円 半面500円 2 放送設備 一式1回につき 200円
		500円		
		半面	120円	
		250円		
販売、その他の営利行為を行う場合	1時間までごとに	全面	1,870円	
		3,750円		
		半面	930円	
		1,870円		
トレーニングルーム	1人1回の入場につき	100円	50円	

- この表は、使用者が本市住民の場合に適用し、他市町村民(児童及び生徒を除く。)の場合は、当該使用料の2倍の額とする。ただし、トレーニングルーム又は附属設備に係る使用料を除く。
- 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- トレーニングルームで暖房を使用する期間(12月1日から翌年の3月31日まで)においては、「施設の使用料」の額の50パーセントに相当する額を加算した額を使用料とする。
- この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

令和3年4月1日以降

使用区分	基本使用料		付加使用料		
	全面使用の場合	半面使用の場合			
グリーンアリーナ(貸切使用1時間までごとに)	入場料を徴収しない場合	児童及び生徒	300円	1 照明設備を使用するときは、1時間までごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。 (1) 全面使用の場合 300円 (2) 半面使用の場合 150円 2 放送設備を使用するときは、一式1回につき220円を徴収する。	
		一般	600円		
	その他の催しに使用する場合		1,200円		600円
	入場料を徴収する場合等	児童及び生徒	600円		300円
一般		1,200円	600円		
トレーニングルーム(1人1回の入場につき)	4月1日から11月30日までの期間	児童及び生徒		50円	
		一般		110円	
	12月1日から翌年の3月31日までの期間	児童及び生徒			70円
		一般			160円

- 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、トレーニングルームの使用料及び国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 準備、撤去等のため前日等に使用する場合の基本使用料は、この表に定める額(備考4の適用がある場合は、その適用後の額)の2分の1の額(10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。
- 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

キ 前沢スポーツセンター

令和3年3月31日まで

区分	使用料		
	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
体育館 営利、興行を目的としない場合	2,000円	2,000円	3,000円
	7,000円	7,000円	10,000円
管理棟 営利、興行を目的としない場合	500円	500円	750円

- 管理棟で暖房を使用する場合は、使用料の額の50パーセントに相当する額を加算した額とする。
- 午前9時前に使用する場合又は使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合にあっては、その使用時間1時間につき、午前9時前及び午後9時後のときは午後5時から午後9時までの、午前9時から午後1時までのときは午前9時から午後1時までの、午後1時から午後5時までのときは午後1時から午後5時までの、午後5時から午後9時までのときは午後5時から午後9時までの区分の使用料の額の1時間当たりの額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

令和3年4月1日以降

使用区分	基本使用料		付加使用料		
	全面使用の場合	半面使用の場合			
体育館 貸切使用の場合(1時間までごとに)	入場料を徴収しない場合	児童及び生徒	300円	照明設備を使用するときは、1時間までごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。 (1) 全面使用の場合 300円 (2) 半面使用の場合 150円	
		一般	600円		
	その他の催しに使用する場合		1,200円		600円
	入場料を徴収する場合等	児童及び生徒	600円		300円
一般		1,200円	600円		
管理棟(1時間までごとに)	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	営利を目的としない場合	1,800円	900円	
		営利を目的とする場合	6,000円	3,000円	
	その他の催しに使用する場合			150円	
	その他の催しに使用する場合			300円	

- 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 準備、撤去等のため前日等に使用する場合の基本使用料は、この表に定める額(備考4の適用がある場合は、その適用後の額)の2分の1の額(10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。
- 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

令和3年3月31日まで

区分				普通使用料			特別使用料	
				午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで		
貸切使用	入場料等を 徴収しない 場合	アマチュアス ポーツに使用 する場合	体育室	1,000円	1,700円	1,300円	1 時間外使用料 午前9時前及び午後9時以後の使用料の額は、1時間(30分以上は1時間とみなす。)につき午後5時から午後9時までの普通使用料の1時間当たりの額に100分の130を乗じた額を徴収する。(ただし、10円に満たない端数金額は切り捨てる。) 2 暖房料 暖房を使用するときは、体育室にあっては、普通使用料の40パーセント、体育室以外の一室にあっては、普通使用料の20パーセントの暖房料を徴収する。 3 電気料 (1) 照明を使用するときは、1時間(30分以上は1時間とみなす。)につき ア 体育室1,200円。ただし、部分使用する場合は、1回路につき200円を徴収する。 イ 体育室以外の一室につき90円。ただし、部分使用する場合は、1回路につき40円を徴収する。 (2) 舞台照明を使用する場合は、1時間までごとに1KW当たり60円を前号アに加算した額を徴収する。 (3) 設備以外の器具、器材の持込みによる電気料は、前号に準じた額を徴収する。 4 放送施設の使用料は、1時間までごとに100円を徴収する。 5 第6条の規定による許可を受けた場合の使用料 1人1時間までごとに600円の範囲内で市長が定める額を徴収する。	
			体育室以外の一室	200円	300円	300円		
		その他の催し に使用する場 合	体育室	3,000円	5,000円	4,000円		
			体育室以外の一室	600円	1,000円	800円		
		入場料等を 徴収する場 合	アマチュアス ポーツに使用 する場合	体育室	2,000円	3,300円		2,700円
				体育室以外の一室	400円	700円		500円
	その他の催し に使用する場 合	アマチュアス ポーツに使用 する場合	体育室	6,000円	10,000円	8,000円		
			体育室以外の一室	1,200円	2,000円	1,600円		
	営利・営業を目的とする 場合	アマチュアス ポーツに使用 する場合	体育室	20,000円	33,500円	27,000円		
			体育室以外の一室	3,000円	5,000円	4,000円		
貸切以外	入場料等を 徴収しない 場合	団体で使用す る場合(10人 以上)	体育室	500円	800円	700円		
			体育室以外の一室	100円	200円	100円		
	個人で使用す る場合	体育室	1人 1時間 50円					
		体育室以外の一室	1人 1時間 50円					

- 1 「貸切使用」とは一室を専有して使用する場合をいい、「貸切以外」とはそれ以外の場合をいう。  
2 「入場料等を徴収する場合」とは入場料又は入場料に類する料金を徴収する場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とはそれ以外の場合をいう。

令和3年4月1日以降

使用区分				基本使用料		付加使用料		
				全面使用の 場合	半面使用の場 合			
2階(体育 室)	貸切使用の 場合(1時 間までご とに)	入場料を徴 収しない場 合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	300円	150円	1 暖房を使用するときは、1時間までごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。 (1) 2階 基本使用料の40パーセントの額 (2) 1階 1室につき基本使用料の20パーセントの額 2 照明設備を使用するときは、1時間までごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。 (1) 2階を全面使用する場合 300円 (2) 2階を半面使用する場合 150円 (3) 1階 1室につき100円 3 舞台照明を使用するときは、1時間までごとに1キロワット当たり60円を徴収する。 4 設備以外の器具、器材の持込みにより電気を使用するときは、1時間までごとに1キロワット当たり60円を徴収する。 5 放送施設を使用するときは、1時間までごとに110円を徴収する。	
			一般	600円	300円			
		その他の催しに使用する場合		1,200円	600円			
		入場料を徴 収する場 合等	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	600円	300円		
			一般	1,200円	600円			
		その他の催しに使用する場合		営利を目的としない場合	1,800円	900円		
			営利を目的とする場合	6,000円	3,000円			
	個人使用の場合(1人1時間までごとに)				児童及び生徒	50円		
					一般	110円		
	1階(体育 室以外の部 屋)	貸切使用の 場合(1時 間までご とに)	入場料を徴 収しない場 合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	1室につき100円		
一般				1室につき200円				
その他の催しに使用する場合			1室につき400円					
入場料を徴 収する場 合等			アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	1室につき200円			
			一般	1室につき400円				
その他の催しに使用する場合			営利を目的としない場合	1室につき600円				
		営利を目的とする場合	1室につき2,000円					
個人使用の場合(1人1時間までごとに)				児童及び生徒	50円			
				一般	110円			

- 1 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。  
2 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。  
3 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。  
4 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。  
5 準備、撤去等のため前日等に使用する場合は基本使用料は、この表に定める額(備考4の適用がある場合は、その適用後の額)の2分の1の額(10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。  
6 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

ケ 衣川社会体育館

令和3年3月31日まで

使用時間 使用区分	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
	午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	正午から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
貸切り						
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、文 化的行事 2,000円	3,000円	6,000円	5,000円	9,000円	10,000円
その他	4,000円	6,000円	12,000円	10,000円	18,000円	20,000円
興行を目的とした場合	16,000円	24,000円	48,000円	40,000円	72,000円	80,000円
貸切り以外						
団体	児童生徒	午前、午後、夜間各1回につき				50円
	一般	午前、午後、夜間各1回につき				60円
個人が使用する場合	午前、午後、夜間各1回につき				50円	

会議室	昼間1時間	200円	夜間1時間	300円
-----	-------	------	-------	------

※入場料を徴収する場合は、徴収しない場合の倍額とする。

名称	使用区分	使用料	
		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
放送施設	午前、午後、夜間各1回	750円	1,500円
照明施設	〃	1,000円	2,000円

令和3年4月1日以降

使用区分	基本使用料		付加使用料		
	全面使用の場合	半面使用の場合			
体育館	貸切使用の場合（1時間までごとに）	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合 児童及び生徒 300円	150円	1 放送施設を使用するときは、1時間までごとに110円を徴収する。 2 照明設備を使用するときは、1時間までごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。 (1) 全面使用の場合 300円 (2) 半面使用の場合 150円
		一般	600円	300円	
		その他の催しに使用する場合	1,200円	600円	
	入場料を徴収する場合等	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒 600円	300円	
		一般	1,200円	600円	
		その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合 1,800円	900円	
	営利を目的とする場合	6,000円	3,000円		
個人使用の場合（1人1回の入場につき）			50円		
会議室（1時間までごとに）	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	1室につき200円		照明設備を使用するときは、1室につき100円を徴収する。	
	その他の催しに使用する場合	1室につき400円			

- 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって催しを行う場合をい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 準備、撤去等のため前日等に使用する場合は基本使用料は、この表に定める額（備考4の適用がある場合は、その適用後の額）の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
- 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

コ 旧東水沢中学校体育館

令和3年3月31日まで

利用区分	基本利用料		付加使用料		
	全面使用の場合	半面使用の場合			
貸切利用1時間までごとに					
体育館	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに利用する場合	児童及び生徒 300円	150円	照明設備 全面利用300円、半面利用150円を徴収する。
		一般	600円	300円	
		その他の催しに利用する場合	1,200円	600円	
	入場料を徴収する場合等	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに利用する場合	児童及び生徒 600円	300円	
		一般	1,200円	600円	
		その他の催しに利用する場合	営利を目的としない場合 1,800円	900円	
	営利を目的とする場合	6,000円	3,000円		
個人利用の場合（1人1回の入場につき）					
体育館	児童又は生徒	50円			
	一般	110円			

- 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって催しを行う場合をい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 市外に住所又は所在地を有する者が利用する場合は基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 準備、撤去等のため前日等に使用する場合は施設利用料は、この表に定める額（備考4の適用がある場合は、その適用後の額）の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
- 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(2) 野球場  
ア 胆沢野球場

令和3年3月31日まで						令和3年4月1日以降																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="4">グラウンド及びスタンド使用料</th> <th rowspan="3">附属施設及び設備の使用料</th> </tr> <tr> <th colspan="2">土曜日及び休日以外の日</th> <th colspan="2">土曜日及び休日</th> </tr> <tr> <th>1時間までごとに</th> <th>1日までごとに</th> <th>1時間までごとに</th> <th>1日までごとに</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">入場料等を徴収しない場合</td> <td>児童生徒学生</td> <td>200円</td> <td>1,200円</td> <td>250円</td> <td>1,800円</td> <td rowspan="4">                     1 会議室 1時間までごとに100円                      2 スコアボード 1試合につき1,000円                      1日につき2,500円                      3 放送設備 1時間までごとに100円                      4 夜間照明設備 全灯使用                      1時間につき3,300円                      72灯使用                      1時間につき1,700円                      36灯使用                      1時間につき900円                 </td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>400円</td> <td>2,400円</td> <td>500円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">入場料等を徴収する場合</td> <td>児童生徒学生</td> <td>600円</td> <td>3,600円</td> <td>750円</td> <td>5,300円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>1,200円</td> <td>7,200円</td> <td>1,500円</td> <td>10,500円</td> </tr> </tbody> </table>						区分	グラウンド及びスタンド使用料				附属施設及び設備の使用料	土曜日及び休日以外の日		土曜日及び休日		1時間までごとに	1日までごとに	1時間までごとに	1日までごとに	入場料等を徴収しない場合	児童生徒学生	200円	1,200円	250円	1,800円	1 会議室 1時間までごとに100円 2 スコアボード 1試合につき1,000円 1日につき2,500円 3 放送設備 1時間までごとに100円 4 夜間照明設備 全灯使用 1時間につき3,300円 72灯使用 1時間につき1,700円 36灯使用 1時間につき900円	一般	400円	2,400円	500円	3,500円	入場料等を徴収する場合	児童生徒学生	600円	3,600円	750円	5,300円	一般	1,200円	7,200円	1,500円	10,500円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本使用料（1時間までごとに）</th> <th>付加使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">入場料を徴収しない場合</td> <td>児童及び生徒</td> <td>270円</td> <td rowspan="4">                     1 会議室を使用するときは、1時間までごとに110円を徴収する。                      2 スコアボードを使用するときは、次に掲げる額を徴収する。                      (1) 1試合につき1,100円                      (2) 1日につき2,750円                      3 放送設備を使用するときは、1時間までごとに110円を徴収する。                      4 夜間照明設備を使用するときは、1時間につき3,630円を徴収する。                 </td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">入場料を徴収する場合</td> <td>児童及び生徒</td> <td>820円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>1,650円</td> </tr> </tbody> </table>			区分	基本使用料（1時間までごとに）	付加使用料	入場料を徴収しない場合	児童及び生徒	270円	1 会議室を使用するときは、1時間までごとに110円を徴収する。 2 スコアボードを使用するときは、次に掲げる額を徴収する。 (1) 1試合につき1,100円 (2) 1日につき2,750円 3 放送設備を使用するときは、1時間までごとに110円を徴収する。 4 夜間照明設備を使用するときは、1時間につき3,630円を徴収する。	一般	550円	入場料を徴収する場合	児童及び生徒	820円	一般	1,650円
区分	グラウンド及びスタンド使用料				附属施設及び設備の使用料																																																						
	土曜日及び休日以外の日		土曜日及び休日																																																								
	1時間までごとに	1日までごとに	1時間までごとに	1日までごとに																																																							
入場料等を徴収しない場合	児童生徒学生	200円	1,200円	250円	1,800円	1 会議室 1時間までごとに100円 2 スコアボード 1試合につき1,000円 1日につき2,500円 3 放送設備 1時間までごとに100円 4 夜間照明設備 全灯使用 1時間につき3,300円 72灯使用 1時間につき1,700円 36灯使用 1時間につき900円																																																					
	一般	400円	2,400円	500円	3,500円																																																						
入場料等を徴収する場合	児童生徒学生	600円	3,600円	750円	5,300円																																																						
	一般	1,200円	7,200円	1,500円	10,500円																																																						
区分	基本使用料（1時間までごとに）	付加使用料																																																									
入場料を徴収しない場合	児童及び生徒	270円	1 会議室を使用するときは、1時間までごとに110円を徴収する。 2 スコアボードを使用するときは、次に掲げる額を徴収する。 (1) 1試合につき1,100円 (2) 1日につき2,750円 3 放送設備を使用するときは、1時間までごとに110円を徴収する。 4 夜間照明設備を使用するときは、1時間につき3,630円を徴収する。																																																								
	一般	550円																																																									
入場料を徴収する場合	児童及び生徒	820円																																																									
	一般	1,650円																																																									
1 この表は、使用者が市民又は本市に所在地を持つ団体の場合に適用し、その他の場合は、当該使用料の2倍の額とする。(附属の施設及び設備を除く。)						1 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。																																																					
2 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費又はこれらに類する料金を徴収する場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、その他の場合をいう。						2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。																																																					
3 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。						3 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。																																																					
4 「1日」とは、午前8時30分から午後5時までをいう。						4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。																																																					

イ 前沢いきいきスポーツランド野球場

令和3年3月31日まで						令和3年4月1日以降																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">使用の区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">施設の使用料</th> <th rowspan="2">附属の施設又は設備の使用料</th> </tr> <tr> <th>一般</th> <th>学生及び生徒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">野球場</td> <td rowspan="2">入場料等を徴収しない場合</td> <td rowspan="2">休日以外の日</td> <td rowspan="2">1時間までごとに</td> <td>400円</td> <td>200円</td> <td rowspan="4">                     1 会議室 1時間までごとに100円                      2 スコアボード 1試合につき1,000円                      3 放送設備 1時間までごとに100円                      4 シャワー 1回につき50円                      5 夜間照明設備                      実費を基準として市長が定める額                 </td> </tr> <tr> <td>400円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">休日</td> <td rowspan="2">1時間までごとに</td> <td>500円</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>1,200円</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">入場料等を徴収する場合</td> <td rowspan="2">休日以外の日</td> <td rowspan="2">1時間までごとに</td> <td>1,200円</td> <td>600円</td> </tr> <tr> <td>休日</td> <td>1時間までごとに</td> <td>1,500円</td> <td>750円</td> </tr> </tbody> </table>						施設名	使用の区分	単位	施設の使用料		附属の施設又は設備の使用料	一般	学生及び生徒	野球場	入場料等を徴収しない場合	休日以外の日	1時間までごとに	400円	200円	1 会議室 1時間までごとに100円 2 スコアボード 1試合につき1,000円 3 放送設備 1時間までごとに100円 4 シャワー 1回につき50円 5 夜間照明設備 実費を基準として市長が定める額	400円	200円	休日	1時間までごとに	500円	250円	1,200円	600円	入場料等を徴収する場合	休日以外の日	1時間までごとに	1,200円	600円	休日	1時間までごとに	1,500円	750円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>基本使用料</th> <th>付加使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">野球場</td> <td rowspan="2">1時間までごとに</td> <td>入場料を徴収しない場合</td> <td>児童及び生徒</td> <td>270円</td> <td rowspan="4">                     1 会議室を使用するときは、1時間までごとに110円を徴収する。                      2 スコアボードを使用するときは、1試合につき1,100円を徴収する。                      3 放送設備を使用するときは、1時間までごとに110円を徴収する。                      4 シャワーを使用するときは、1回につき50円を徴収する。                      5 夜間照明設備を使用するときは、1時間につき3,300円を徴収する。                 </td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">入場料を徴収する場合</td> <td>児童及び生徒</td> <td>820円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>1,650円</td> </tr> </tbody> </table>			使用区分	基本使用料	付加使用料	野球場	1時間までごとに	入場料を徴収しない場合	児童及び生徒	270円	1 会議室を使用するときは、1時間までごとに110円を徴収する。 2 スコアボードを使用するときは、1試合につき1,100円を徴収する。 3 放送設備を使用するときは、1時間までごとに110円を徴収する。 4 シャワーを使用するときは、1回につき50円を徴収する。 5 夜間照明設備を使用するときは、1時間につき3,300円を徴収する。	一般	550円	入場料を徴収する場合	児童及び生徒	820円	一般	1,650円
施設名	使用の区分	単位	施設の使用料		附属の施設又は設備の使用料																																																			
			一般	学生及び生徒																																																				
野球場	入場料等を徴収しない場合	休日以外の日	1時間までごとに	400円	200円	1 会議室 1時間までごとに100円 2 スコアボード 1試合につき1,000円 3 放送設備 1時間までごとに100円 4 シャワー 1回につき50円 5 夜間照明設備 実費を基準として市長が定める額																																																		
				400円	200円																																																			
	休日	1時間までごとに	500円	250円																																																				
			1,200円	600円																																																				
入場料等を徴収する場合	休日以外の日	1時間までごとに	1,200円	600円																																																				
			休日	1時間までごとに	1,500円	750円																																																		
使用区分	基本使用料	付加使用料																																																						
野球場	1時間までごとに	入場料を徴収しない場合	児童及び生徒	270円	1 会議室を使用するときは、1時間までごとに110円を徴収する。 2 スコアボードを使用するときは、1試合につき1,100円を徴収する。 3 放送設備を使用するときは、1時間までごとに110円を徴収する。 4 シャワーを使用するときは、1回につき50円を徴収する。 5 夜間照明設備を使用するときは、1時間につき3,300円を徴収する。																																																			
		一般	550円																																																					
	入場料を徴収する場合	児童及び生徒	820円																																																					
		一般	1,650円																																																					
1 この表は、使用者が本市住民の場合に適用し、他市町村民の場合は、当該使用料の2倍の額とする(附属施設又は設備の使用料を除く。)。						1 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。																																																		
2 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費又はこれらに類する料金を徴収する場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。						2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。																																																		
3 「休日」とは、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。						3 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。																																																		
						4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。																																																		

ウ 衣川野球場

令和3年3月31日まで						令和3年4月1日以降																																																	
1 野球場使用料						<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>基本使用料（1時間までごとに）</th> <th>付加使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">野球場</td> <td rowspan="2">入場料を徴収しない場合</td> <td>児童及び生徒</td> <td>160円</td> <td rowspan="3">放送設備を使用するときは、1時間までごとに110円を徴収する。</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>330円</td> </tr> <tr> <td>入場料を徴収する場合</td> <td>児童及び生徒</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">運動広場</td> <td rowspan="2">児童及び生徒</td> <td>一般</td> <td>220円</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>330円</td> </tr> </tbody> </table>			使用区分	基本使用料（1時間までごとに）	付加使用料	野球場	入場料を徴収しない場合	児童及び生徒	160円	放送設備を使用するときは、1時間までごとに110円を徴収する。	一般	330円	入場料を徴収する場合	児童及び生徒	550円	運動広場	児童及び生徒	一般	220円		一般	330円																											
使用区分	基本使用料（1時間までごとに）	付加使用料																																																					
野球場	入場料を徴収しない場合	児童及び生徒	160円	放送設備を使用するときは、1時間までごとに110円を徴収する。																																																			
		一般	330円																																																				
	入場料を徴収する場合	児童及び生徒	550円																																																				
運動広場	児童及び生徒	一般	220円																																																				
		一般	330円																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="4">グラウンド及びスタンドの使用料</th> </tr> <tr> <th colspan="2">土曜日及び休日以外の日</th> <th colspan="2">土曜日及び休日</th> </tr> <tr> <th>1時間までごとに</th> <th>1日までごとに</th> <th>1時間までごとに</th> <th>1日までごとに</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">入場料等を徴収しない場合</td> <td rowspan="2">学生生徒</td> <td>市内</td> <td>100円</td> <td>1,000円</td> <td>150円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>市外</td> <td>200円</td> <td>2,000円</td> <td>300円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>市内</td> <td>200円</td> <td>1,500円</td> <td>300円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>市外</td> <td>400円</td> <td>3,000円</td> <td>600円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">入場料等を徴収する場合</td> <td>学生生徒</td> <td>800円</td> <td>6,000円</td> <td>1,000円</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>1,600円</td> <td>12,000円</td> <td>2,000円</td> <td>14,000円</td> </tr> </tbody> </table>						区分	グラウンド及びスタンドの使用料				土曜日及び休日以外の日		土曜日及び休日		1時間までごとに	1日までごとに	1時間までごとに	1日までごとに	入場料等を徴収しない場合	学生生徒	市内	100円	1,000円	150円	1,000円	市外	200円	2,000円	300円	2,000円	一般	市内	200円	1,500円	300円	2,000円	市外	400円	3,000円	600円	5,000円	入場料等を徴収する場合	学生生徒	800円	6,000円	1,000円	7,000円	一般	1,600円	12,000円	2,000円	14,000円	1 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。		
区分	グラウンド及びスタンドの使用料																																																						
	土曜日及び休日以外の日		土曜日及び休日																																																				
	1時間までごとに	1日までごとに	1時間までごとに	1日までごとに																																																			
入場料等を徴収しない場合	学生生徒	市内	100円	1,000円	150円	1,000円																																																	
		市外	200円	2,000円	300円	2,000円																																																	
	一般	市内	200円	1,500円	300円	2,000円																																																	
		市外	400円	3,000円	600円	5,000円																																																	
入場料等を徴収する場合	学生生徒	800円	6,000円	1,000円	7,000円																																																		
	一般	1,600円	12,000円	2,000円	14,000円																																																		
2 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。						2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。																																																	
3 「1日」とは、午前8時30分から午後5時までをいう。						3 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。																																																	
4 「市内」とは奥州市に住所を有する者をいい、「市外」とは奥州市に住所を有しない者をいう。						4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。																																																	
2 運動広場使用料																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1時間</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>1日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒及び学生</td> <td>市内</td> <td>200円</td> <td>600円</td> <td>800円</td> <td>1,600円</td> </tr> <tr> <td>市外</td> <td>300円</td> <td>1,000円</td> <td>1,200円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>市内</td> <td>300円</td> <td>1,000円</td> <td>1,200円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>市外</td> <td>600円</td> <td>2,000円</td> <td>2,400円</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table>						区分	1時間	午前	午後	1日	小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒及び学生	市内	200円	600円	800円	1,600円	市外	300円	1,000円	1,200円	2,000円	一般	市内	300円	1,000円	1,200円	2,000円	市外	600円	2,000円	2,400円	4,000円																							
区分	1時間	午前	午後	1日																																																			
小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒及び学生	市内	200円	600円	800円	1,600円																																																		
	市外	300円	1,000円	1,200円	2,000円																																																		
一般	市内	300円	1,000円	1,200円	2,000円																																																		
	市外	600円	2,000円	2,400円	4,000円																																																		
1 「1日」とは、午前8時30分から午後5時までをいう。																																																							
2 「市内」とは奥州市に住所を有する者をいい、「市外」とは奥州市に住所を有しない者をいう。																																																							

エ 水沢公園野球場

令和3年3月31日まで				令和3年4月1日以降					
		使用料							
都市公園の名称	有料公園施設の種別及び名称	単位又は区分	金額	備考	都市公園の名称	有料公園施設の種別及び名称	使用区分	基本使用料	
水沢公園	野球場	1時間につき	500円	(1) 入場料を徴収する場合は、使用時間にかかわらず、1日につき30,000円とする。	水沢公園	野球場	入場料等を徴収しない場合	児童及び生徒	270円
				(2) 放送設備を使用する場合は、使用時間にかかわらず、1日につき300円を別に徴収する。			一般	550円	
							入場料等を徴収する場合	児童及び生徒	1,500円
								一般	3,000円

1 基本使用料は、1時間までごとの額とする。この場合において、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。  
 2 放送設備を使用する場合は、使用時間にかかわらず、1日につき330円を付加使用料として徴収する。  
 3 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。  
 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

オ 江刺中央運動公園野球場

令和3年3月31日まで				令和3年4月1日以降			
第20条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料 (※江刺中央運動公園野球場、根岸公園野球場はこれに準じて使用料徴収)							
行為の種類	単位	金額					
競技会その他これらに類するもの	1件	日額	1,000円				
江刺中央運動公園野球場照明施設使用料							
区分	単位	金額					
全灯使用	30分までごとに	1,545円					
半灯使用	30分までごとに	1,030円					

都市公園の名称	有料公園施設の種別及び名称	使用区分		基本使用料
江刺中央運動公園	野球場	入場料等を徴収しない場合	児童及び生徒	270円
			一般	550円
		入場料等を徴収する場合	児童及び生徒	820円
			一般	1,650円

1 基本使用料は、1時間までごとの額とする。この場合において、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。  
 2 照明設備を使用する場合は、30分までごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を付加使用料として徴収する。この場合において、使用時間に30分未満の端数が生じた場合は、30分とする。  
 (1) 全灯使用の場合 1,690円  
 (2) 半灯使用の場合 1,130円  
 3 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。  
 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

カ 根岸公園野球場

令和3年3月31日まで				令和3年4月1日以降			
第20条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料 (※江刺中央運動公園野球場、根岸公園野球場はこれに準じて使用料徴収)							
行為の種類	単位	金額					
競技会その他これらに類するもの	1件	日額	1,000円				

都市公園の名称	有料公園施設の種別及び名称	使用区分		基本使用料
根岸公園	野球場	入場料等を徴収しない場合	児童及び生徒	160円
			一般	330円
		入場料等を徴収する場合	児童及び生徒	550円
			一般	1,100円

1 基本使用料は、1時間までごとの額とする。この場合において、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。  
 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。  
 3 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(3) 陸上競技場

ア 胆沢陸上競技場

令和3年3月31日まで					令和3年4月1日以降			
区分	貸切(占有)使用料				特別使用料	使用区分	基本使用料(貸切の場合1時間までごとに)	付加使用料
	午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午前8時30分から午後5時まで	午前8時30分前及び午後5時後1時間までごとに				
児童・生徒・学生	800円	1,000円	1,600円	200円	1	220円	放送設備を使用するときは、1時間までごとに110円を徴収する。	
一般	1,000円	1,200円	2,000円	200円	2	260円		

1 トラック又はフィールドのみ使用の場合の使用料左欄に掲げる額の2分の1の額とする。  
2 設備使用料(放送設備)1時間までごとに100円とする。

1 投てきを目的とする場合は、占有とみなす。  
2 管理棟の使用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

1 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学生徒及び高等学校生徒をいう。  
2 投てきを目的とする場合は、貸切とみなす。  
3 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。  
4 トラック又はフィールドのみを使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2分の1の額とする。  
5 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額(備考4の適用がある場合は、その適用後の額)の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。  
6 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

イ 水沢公園陸上競技場

令和3年3月31日まで					令和3年4月1日以降			
都市公園の名称	有料公園施設の種類の名称	単位又は区分	金額	備考	都市公園の名称	有料公園施設の種類の名称	使用区分	基本使用料
							一般	550円

1 基本使用料は、1時間までごとの額とし、貸切使用の場合に限る。この場合において、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。  
2 放送設備を使用する場合は、使用時間にかかわらず、1日につき330円を付加使用料として徴収する。  
3 トラック又はフィールドのみを使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2分の1の額(10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。  
4 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額(備考3の適用がある場合は、その適用後の額)の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。  
5 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

ウ 江刺中央運動公園陸上競技場

令和3年3月31日まで				令和3年4月1日以降			
第20条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料(※江刺中央運動公園陸上競技場はこれに準じて使用料徴収)				都市公園の名称	有料公園施設の種類の名称	使用区分	基本使用料
行為の種類	単位	金額	江刺中央運動公園				
競技会その他これらに類するもの	1件	日額	1,000円			一般	260円

1 基本使用料は、1時間までごとの額とし、貸切使用の場合に限る。この場合において、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。  
2 トラック又はフィールドのみを使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2分の1の額とする。  
3 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額(備考2の適用がある場合は、その適用後の額)の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。  
4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

エ 前沢いきいきスポーツランド多目的グラウンド

令和3年3月31日まで					令和3年4月1日以降			
施設名	使用の区分	単位	施設の使用料		附属の施設又は設備の使用料	使用区分		基本使用料
			一般	学生及び生徒		多目的グラウンド	1時間までごとに	
多目的グラウンド	営利、興行を目的としない場合		午前5時から	1,000円		児童及び生徒	220円	
			午前9時まで				一般	260円
			午前9時から	1,000円				
			午後1時まで					
			午後1時から	1,000円				
	午後5時まで							
	販売その他の営利行為を行う場合			午前5時から		2,000円		
				午前9時まで				
				午前9時から		2,000円		
				午後1時まで				
午後1時から				2,000円				
午後5時まで								

1 この表は、使用者が本市住民の場合に適用し、他市町村の場合は、当該使用料の2倍の額とする(附属施設又は設備の使用料を除く。)  
2 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費又はこれらに類する料金を徴収する場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。  
3 「休日」とは、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。  
4 多目的グラウンドにおいて、使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用するときは、その超える時間1時間につき、午前5時から午前9時までのときは午前5時から午前9時までの、午前9時から午後1時までのときは午前9時から午後1時までの、午後1時から午後5時までのときは午後1時から午後5時までの区分の使用料の額の1時間当たりの額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

1 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学生徒及び高等学校生徒をいう。  
2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。  
3 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。  
4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(4) 多目的広場

ア 奥州市ふれあいの丘公園多目的運動広場

令和3年3月31日まで										令和3年4月1日以降									
使用区分			土曜日及び休日以外の日			土曜日及び休日			使用区分			土曜日及び休日以外の日			土曜日及び休日			附属施設及び設備の使用料	
			午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで				午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで		
1時間までごとに貸切り使用	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	240円	300円	360円	300円	360円	430円	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	260円	330円	390円	330円	390円	470円	1 照明設備を使用するときは、1時間までごとに次に掲げる額を徴収する。 全面使用一般550円 児童及び生徒270円 2 放送設備を使用するときは、一式1回につき次に掲げる額を徴収する。 一般330円 児童及び生徒160円
		一般	480円	600円	720円	600円	720円	860円	一般		520円	660円	790円	660円	790円	940円			
		その他の催しに使用する場合	960円	1,200円	1,440円	1,200円	1,440円	1,720円	その他の催しに使用する場合		1,050円	1,320円	1,580円	1,320円	1,580円	1,890円			
	入場料を徴収する場合等	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	480円	600円	720円	600円	720円	860円	入場料を徴収する場合等	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	520円	660円	790円	660円	790円	940円	
		一般	960円	1,200円	1,440円	1,200円	1,440円	1,720円	一般		1,050円	1,320円	1,580円	1,320円	1,580円	1,890円			
		その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	1,440円	1,800円	2,160円	1,800円	2,160円	2,590円		その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	1,580円	1,980円	2,370円	1,980円	2,370円	2,840円	
		営利を目的とする場合	2,880円	3,600円	4,320円	3,600円	4,320円	5,180円			営利を目的とする場合	3,160円	3,960円	4,750円	3,960円	4,750円	5,690円		

1 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。  
 2 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料、会費若しくはこれに類する料金を徴収する場合又は入場料は徴収しないが営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。  
 3 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。  
 4 午前9時前又は午後9時後に使用する場合は使用料の額は、その使用1時間までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間に係る使用料の額とする。  
 5 多目的運動広場の2分の1又は4分の1を区分使用する場合は使用料の額は、この表に定める額の2分の1又は4分の1に相当する額とする。  
 6 準備、撤去等のため前日等に使用する場合は使用料の額は、この表に定める使用料の額の2分の1に相当する額とする。  
 7 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。  
 8 この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

1 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。  
 2 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料、会費若しくはこれに類する料金を徴収する場合又は入場料は徴収しないが、営利、宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。  
 3 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。  
 4 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。  
 5 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。  
 6 多目的運動広場を区分使用する場合は使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。  
 (1) 2分の1を区分使用する場合 この表に定める額（備考5の適用がある場合は、その適用後の額。次号において同じ。）の2分の1の額  
 (2) 4分の1を区分使用する場合 この表に定める額の4分の1の額  
 7 準備、撤去等のため前日等に使用する場合は、この表に定める額（備考5又は備考6の適用がある場合は、その適用後の額）の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。  
 8 午前9時前又は午後9時後に使用する場合は使用料の額は、その使用1時間までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間に係る使用料の額（備考5又は備考6の適用がある場合は、その適用後の額）とする。  
 9 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

イ 胆沢川桜づみ広場

令和3年3月31日まで										令和3年4月1日以降									
利用区分		利用料		利用区分		基本使用料		付加使用料											
多目的広場	児童又は生徒	1時間当たり300円。ただし、貸切り利用の場合に限る。		多目的広場貸切り使用（1時間までごとに）	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	330円	1 シャワー 1人1回につき50円とする。										
	一般	1時間当たり600円。ただし、貸切り利用の場合に限る。			一般	660円													
				その他の催しに使用する場合	1,320円														
				入場料を徴収する場合等	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	660円												
				一般	1,320円														
				その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	1,980円													
				営利を目的とする場合	3,960円														

1 多目的広場の2分の1を区分利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の2分の1に相当する額とする。  
 2 準備、撤去等のため前日等に利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の額の2分の1に相当する額とする。  
 3 利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。  
 4 この表により算出した利用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

附属設備利用料

利用区分	利用料
シャワー	1人1回につき50円

1 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが、営利、宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。  
 2 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。  
 3 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。  
 4 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。  
 5 多目的広場の2分の1又は4分の1を区分使用する場合は利用料の額は、この表に定める額（備考4の適用がある場合は、その適用後の額）の2分の1又は4分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。  
 6 準備、撤去等のため前日等に使用する場合は、この表に定める額（備考4又は備考5の適用がある場合は、その適用後の額）の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。  
 7 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

ウ 前沢スポーツセンターグラウンド

令和3年3月31日まで

区分	使用料		
	午前5時から午前9時まで	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで
グラウンド 営利、興業を目的としない場合	1,000円	1,000円	1,000円
販売、その他の営利行為を行う場合	2,000円	2,000円	2,000円

- 1 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合にあっては、その使用時間1時間につき、午前5時から午前9時までのときは午前5時から午前9時までの、午前9時から午後1時までのときは午前9時から午後1時までの、午後1時から午後5時までのときは午後1時から午後5時までの区分の使用料の額の1時間当たりの額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 2 この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

令和3年4月1日以降

使用区分	基本使用料		付加使用料		
	全面使用の場合	片面使用の場合			
グラウンド 貸切使用の場合（1時間までごとに）	入場料を徴収しない場合	児童及び生徒	130円	60円	
		一般	260円	130円	
	入場料を徴収する場合等	その他の催しに使用する場合	520円	260円	
		アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	260円	130円
			一般	520円	260円
		その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	780円	390円
営利を目的とする場合	1,560円		780円		
管理棟（1時間までごとに）	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合		150円	暖房を使用する場合は、使用料の額の2分の1の額を加算した額を徴収する。	
	その他の催しに使用する場合		300円		

- 1 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 2 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 3 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 4 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 5 準備、撤去等のため前日等に使用する場合の基本使用料は、この表に定める額（備考4の適用がある場合は、その適用後の額）の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
- 6 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

エ 江刺カルチャーパーク多目的広場

令和3年3月31日まで

江刺カルチャーパーク多目的広場使用料

区分	単位	金額
1面当たり	4時間までごとに	1,000円

江刺カルチャーパーク多目的広場照明施設使用料

区分	単位	金額
4灯使用	30分までごとに	1,500円
2灯使用	30分までごとに	750円

令和3年4月1日以降

都市公園の名称	有料公園施設の種別及び名称	使用区分	基本使用料
江刺カルチャーパーク	多目的広場	入場料を徴収しない場合	280円
		その他の催しに使用する場合	560円
	入場料を徴収する場合等	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	560円
		その他の催しに使用する場合	840円
		営利を目的とする場合	1,680円

- 1 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 2 基本使用料は、1面当たり1時間までごとの額とし、貸切使用の場合に限る。この場合において、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 3 照明設備を使用する場合は、30分までごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を付加使用料として徴収する。この場合において、使用時間に30分未満の端数が生じた場合は、30分とする。  
(1) 4灯使用の場合 1,650円  
(2) 2灯使用の場合 820円
- 4 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 5 準備、撤去等のため前日等に使用する場合の基本使用料は、この表に定める額（備考4の適用がある場合は、その適用後の額）の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
- 6 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

オ 旧東水沢中学校屋外運動場

令和3年3月31日まで

令和3年4月1日以降

区分	屋外運動場夜間照明施設 30分あたり
市内のスポーツ少年団体、子ども会その他の少年団体が団体活動のために利用するとき。	0円
市内の保育所、幼稚園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために利用するとき。	0円
市内の団体が幼児、小学校児童又は中学生生徒を対象とした大会のために利用するとき	0円
小学校体育連盟又は中学校体育連盟が大会又は強化練習のために利用するとき	0円
障がい者で構成する団体が利用するとき	0円
国又は地方公共団体が利用するとき	0円
奥州市が共催する事業で利用するとき	0円
社団法人奥州市体育協会に加盟している団体又は市内の総合型スポーツクラブが団体活動のために利用するとき	180円
市内の高等学校が教育活動又はクラブ活動のために利用するとき	180円
社会福祉事業を目的とする市内の団体が当該事業のために利用するとき	360円
市内に居住する高齢者で構成される団体が団体活動のために利用するとき	360円
岩手県高等学校体育連盟が大会又は強化練習のために利用するとき	360円
市に登録している団体（週1回以上の活動を行うスポーツ団体に限る。）が団体活動のために利用するとき	360円
市内の趣味講座団体、サークル団体、同好会等が団体活動のために利用するとき	360円
市長が特に公益性を認めるもの	0円から180円
市の要請に基づいた活動によるもの	0円

施設名	区分	基本使用料（貸切使用1時間までごとに）	付加使用料
屋外運動場	児童及び生徒	220円	設備使用料(屋外運動場夜間照明)1時間までごとに780円とする。
	一般	260円	

- 1 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 2 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学生生徒及び高等学校生徒をいう。
- 3 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。
- 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(5) プール

ア 前沢いきいきスポーツランドB&G海洋センタープール

令和3年3月31日まで						令和3年4月1日以降							
施設名	使用の区分	単位	使用料			使用区分	基本使用料						
			一般、学生及び高等学校生徒	小学校児童及び中学校生徒	幼児		一般	児童及び生徒	幼児				
プール	個人使用の場合 (1人につき)	午前9時30分から正午まで		200円	100円	50円	個人使用の場合(1人1回の入場につき)	午前9時30分から正午まで		250円	100円	50円	1 「児童及び生徒」とは、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、個人使用の場合及び国又は地方公共団体が使用する場合を除く。 3 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。
		午後1時から午後5時まで		200円	100円	50円		午後1時から午後5時まで		250円	100円	50円	
		午後5時30分から午後8時30分まで		200円	100円	50円		午後5時30分から午後8時30分まで		250円	100円	50円	
	20人以上の団体使用の場合 (1人につき)	午前9時30分から正午まで		150円	70円	30円	貸切使用の場合(1時間までごとに)	入場料を徴収しない場合		2,470円			
		午後1時から午後5時まで		150円	70円	30円		入場料を徴収する場合		4,950円			
		午後6時から午後9時まで		150円	70円	30円							
	貸切使用の場合	入場料金を徴収しない場合	休日以外の日	1時間までごとに		2,000円							
			休日	1時間までごとに		2,500円							
		入場料金を徴収する場合	休日以外の日	1時間までごとに		4,000円							
			休日	1時間までごとに		5,000円							

1 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費又はこれらに類する料金を徴収する場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。  
 2 「休日」とは、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。

イ 大鐘公園市民プール

令和3年3月31日まで						令和3年4月1日以降							
都市公園の名称	有料公園施設の種類の名称	使用料			都市公園の名称	有料公園施設の種類の名称	使用区分			基本使用料	備考		
		単位又は区分	金額	備考			使用区分	基本使用料					
大鐘公園	市民プール	一般	200円	午前9時30分から正午まで午後5時から午後7時まで	大鐘公園	市民プール	個人使用の場合(1人1回の入場につき)	午前9時30分から正午まで	一般	250円	「児童及び生徒」とは、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。		
			300円	午後1時から午後4時30分まで					児童及び生徒	100円			
		100円	午前9時30分から正午まで午後5時から午後7時まで	幼児					50円				
		中学生以下	150円	午後1時から午後4時30分まで				午後1時から午後4時30分まで	一般	350円			
			100円						児童及び生徒	150円			
コインロッカー	100円		幼児	50円									
貸切使用の場合(1時間までごとに)	入場料を徴収しない場合		2,470円			貸切使用の場合(1時間までごとに)		入場料を徴収しない場合		2,470円			
	入場料を徴収する場合		4,950円					入場料を徴収する場合		4,950円			
	コインロッカー	100円				コインロッカー				100円			

1 基本使用料は、1時間までごとの額とする。この場合において、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。  
 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。  
 3 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

ウ 胆沢プール

令和3年3月31日まで

一般使用の場合の使用料

区分	個人使用(1回につき)	団体使用(1人1回につき)
大人	300円	200円
高校生	200円	150円
小・中学生	100円	70円
幼児	50円	30円

団体使用は、20人以上の団体で責任者のある団体についてのみ適用する。

貸切使用の場合の使用料

区分	料金徴収しない場合	料金徴収する場合
土曜日及び休日以外の日	8,000円	16,000円
土曜日及び休日	12,000円	20,000円

- 貸切使用とは、プールの全施設を占有して使用することをいい、その使用料金は、1時間を単位とし1時間に満たない場合でも1時間とみなす。
- 料金徴収する場合とは、入場料、会費若しくはこれに類する料金を徴収する場合をいい、料金徴収しない場合とは、それ以外の場合をいう。
- 休日とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。

令和3年4月1日以降

使用区分			基本使用料		
			一般	児童及び生徒	幼児
個人使用の場合(1人1回の入場につき)			350円	100円	50円
貸切使用の場合(1時間までごとに)	入場料を徴収しない場合	休日以外の日	8,800円		
		休日	13,200円		
	入場料を徴収する場合	休日以外の日	17,600円		
		休日	22,000円		

- 「児童及び生徒」とは、小学校児童、中学生及び高等学校生徒をいう。
- 「休日」とは、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、個人使用の場合及び国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(6) その他

ア 胆沢農村広場テニスコート

令和3年3月31日まで					令和3年4月1日以降				
区分		使用料			名称	施設	使用区分	基本使用料	付加使用料
		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで					
テニスコート	貸切使用の場合	入場料等を徴収しない場合	1,000円	1,500円	1,200円	1 時間外使用料 午前9時前及び午後9時以降の使用料の額は、1時間(30分以上1時間とみなす。)につき午後5時から午後9時までの普通使用料の1時間当たりの額に100分の130を乗じた額とする。 2 テニスコート照明料 照明設備を使用するときは、1時間(30分以上1時間とみなす。)につき560円の電気料を徴収する。ただし、2回路配線中1回路のみ使用する場合は280円とする。 3 第4条第1項の規定による許可を受けた場合の使用料 1時間ごとに600円の範囲内で市長が定める額を徴収する。			
	入場料等を徴収する場合	2,000円	3,000円	2,400円					
	貸切以外の場合(コート1面当たり)		200円	300円	200円				

イ 前沢いきいきスポーツランドテニスコート

令和3年3月31日まで					令和3年4月1日以降					
施設名		単位	施設の使用料		附属の施設又は設備の使用料	使用区分		基本使用料	付加使用料	
			一般	学生及び生徒		テニスコート	1面につき1時間までごとに	児童及び生徒 一般	110円 220円	照明設備を使用するときは、1面につき30分までごとに330円を徴収する。この場合において、使用時間に30分未満の端数が生じた場合は、30分とする。
テニスコート		1時間までごとに1面ごとに	400円	200円		練習用テニスコート	1時間までごとに	児童及び生徒 一般	50円 110円	
練習用テニスコート		1時間までごとに	200円	100円						

1 この表は、使用者が本市住民の場合に適用し、他市町村民の場合は、当該使用料の2倍の額とする(附属施設又は設備の使用料を除く。)  
 2 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費又はこれらに類する料金を徴収する場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。  
 3 「休日」とは、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。

1 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。  
 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。  
 3 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。  
 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

ウ 前沢グリーンアリーナテニスコート

令和3年3月31日まで					令和3年4月1日以降				
施設名及び使用の区分		単位	施設の使用料	附属設備の使用料	使用区分		基本使用料	付加使用料	
テニスコート		1面1回につき	500円	照明設備 点灯1時間まで600円、その後30分までごとに300円	テニスコート(コート1面当たり)	児童及び生徒	110円	照明設備を使用するときは、1コート30分までごとに330円を徴収する。この場合において、使用時間に30分未満の端数が生じた場合は、30分とする。	
					練習用テニスコート(コート1面当たり)	一般	220円		

1 この表は、使用者が本市住民の場合に適用し、他市町村民(児童及び生徒を除く。)の場合は、当該使用料の2倍の額とする。ただし、トレーニングルーム又は附属設備に係る使用料を除く。  
 2 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。  
 4 この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

1 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。  
 2 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。  
 3 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。  
 4 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、トレーニングルームの使用料及び国又は地方公共団体が使用する場合を除く。  
 5 準備、撤去等のため前日等に使用する場合の基本使用料は、この表に定める額(備考4の適用がある場合は、その適用後の額)の2分の1の額(10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。  
 6 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

エ 水沢公園テニスコート

令和3年3月31日まで					令和3年4月1日以降				
都市公園の名称	有料公園施設の種類及び名称	使用料			都市公園の名称	使用区分	基本使用料	備考	
		単位又は区分	金額	備考					
水沢公園	テニスコート	1時間につき	100円	(1) 1面当たりの使用料とする。 (2) 照明設備を使用する場合は、実費を基準として市長が定める額を別に徴収する。 (3) 放送設備を使用する場合は、使用時間にかかわらず、1日につき300円を別に徴収する。	水沢公園	テニスコート	児童及び生徒	110円	1 基本使用料は、1面につき1時間までごとの額とする。この場合において、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。 2 照明設備を使用する場合は、1面につき30分までごとに330円を付加使用料として徴収する。この場合において、使用時間に30分未満の端数が生じた場合は、30分とする。 3 放送設備を使用する場合は、使用時間にかかわらず、1日につき330円を付加使用料として徴収する。 4 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。 5 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。
						一般	220円		

オ 江刺カルチャパークテニスコート

令和3年3月31日まで					令和3年4月1日以降																											
<table border="1"> <caption>江刺カルチャパークテニスコート使用料</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1面当たり</td> <td>1時間までごとに</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>江刺カルチャパークテニスコート照明施設使用料</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1面当たり</td> <td>30分までごとに</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>					区分	単位	金額	1面当たり	1時間までごとに	200円	区分	単位	金額	1面当たり	30分までごとに	300円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>都市公園の名称</th> <th>使用区分</th> <th>基本使用料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">江刺カルチャパーク</td> <td>テニスコート</td> <td>児童及び生徒</td> <td>110円</td> <td rowspan="2">1 基本使用料は、1面当たり1時間までごとの額とする。この場合において、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。 2 照明設備を使用する場合は、1面につき30分までごとに330円を付加使用料として徴収する。この場合において、使用時間に30分未満の端数が生じた場合は、30分とする。 3 放送設備を使用する場合は、使用時間にかかわらず、1日につき330円を付加使用料として徴収する。 4 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。 5 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>220円</td> </tr> </tbody> </table>					都市公園の名称	使用区分	基本使用料	備考	江刺カルチャパーク	テニスコート	児童及び生徒	110円	1 基本使用料は、1面当たり1時間までごとの額とする。この場合において、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。 2 照明設備を使用する場合は、1面につき30分までごとに330円を付加使用料として徴収する。この場合において、使用時間に30分未満の端数が生じた場合は、30分とする。 3 放送設備を使用する場合は、使用時間にかかわらず、1日につき330円を付加使用料として徴収する。 4 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。 5 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。	一般	220円
区分	単位	金額																														
1面当たり	1時間までごとに	200円																														
区分	単位	金額																														
1面当たり	30分までごとに	300円																														
都市公園の名称	使用区分	基本使用料	備考																													
江刺カルチャパーク	テニスコート	児童及び生徒	110円	1 基本使用料は、1面当たり1時間までごとの額とする。この場合において、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。 2 照明設備を使用する場合は、1面につき30分までごとに330円を付加使用料として徴収する。この場合において、使用時間に30分未満の端数が生じた場合は、30分とする。 3 放送設備を使用する場合は、使用時間にかかわらず、1日につき330円を付加使用料として徴収する。 4 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。 5 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。																												
	一般	220円																														

カ 胆沢農村広場相撲場

令和3年3月31日まで					令和3年4月1日以降																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">使用料</th> </tr> <tr> <th>午前9時から正午まで</th> <th>正午から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後9時まで</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">相撲場</td> <td rowspan="2">貸切使用の場合 入場料等を徴収しない場合</td> <td>200円</td> <td>300円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>400円</td> <td>600円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">貸切以外の場合</td> <td>無料</td> <td>無料</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					区分	使用料				午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで		相撲場	貸切使用の場合 入場料等を徴収しない場合	200円	300円	—	400円	600円	—	貸切以外の場合		無料	無料	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>施設</th> <th>使用区分</th> <th>基本使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">胆沢農村広場</td> <td rowspan="4">相撲場</td> <td rowspan="2">貸切使用の場合、1時間までごとに</td> <td>入場料を徴収しない場合 児童及び生徒</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">入場料を徴収する場合</td> <td>児童及び生徒</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>220円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。 3 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。</p>					名称	施設	使用区分	基本使用料	胆沢農村広場	相撲場	貸切使用の場合、1時間までごとに	入場料を徴収しない場合 児童及び生徒	50円	一般	110円	入場料を徴収する場合	児童及び生徒	110円	一般	220円
区分	使用料																																														
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで																																												
相撲場	貸切使用の場合 入場料等を徴収しない場合	200円	300円	—																																											
		400円	600円	—																																											
貸切以外の場合		無料	無料	—																																											
名称	施設	使用区分	基本使用料																																												
胆沢農村広場	相撲場	貸切使用の場合、1時間までごとに	入場料を徴収しない場合 児童及び生徒	50円																																											
			一般	110円																																											
		入場料を徴収する場合	児童及び生徒	110円																																											
			一般	220円																																											

キ 水沢公園相撲場

令和3年3月31日まで					令和3年4月1日以降				
都市公園の名称	有料公園施設の種別及び名称	使用料			都市公園の名称	有料公園施設の種別及び名称	使用区分	基本使用料	備考
水沢公園	相撲場	単位又は区分	金額	備考	水沢公園	相撲場	入場料等を徴収しない場合 入場料等を徴収する場合	児童及び生徒	1 基本使用料は、1時間までごとの額とし、貸切使用の場合に限る。この場合において、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。 3 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。
1時間につき	100円	占有使用の場合に限る。	一般	50円					
			児童及び生徒	110円					
			一般	220円					

ク 前沢いきいきスポーツランドパークゴルフ場

令和3年3月31日まで					令和3年4月1日以降				
施設名	使用の区分	単位	施設の使用料		附属の施設又は設備の使用料	使用区分		基本使用料	付加使用料
パークゴルフ場		1人1回につき	一般	学生及び生徒		パークゴルフ場	1人1回につき	児童及び生徒 一般	パークゴルフ用具を使用するときは、1人1回につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。 (1) 児童及び生徒 50円 (2) 一般 110円
			200円	100円	パークゴルフ用具 1人1回につき一般100円学生及び生徒50円			110円	
								220円	

1 この表は、使用者が本市住民の場合に適用し、他市町村民の場合は、当該使用料の2倍の額とする(附属施設又は設備の使用料を除く。)

3 「休日」とは、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。

1 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。  
2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。  
3 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。  
4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

ケ 奥州市ふれあいの丘公園パークゴルフ場

令和3年3月31日まで					令和3年4月1日以降					
使用区分		使用料			使用区分		使用料		附属施設及び設備の使用料 1 移動用放送設備を使用するときは、一式1回につき次に掲げる額を徴収する。 一般 220円 児童及び生徒 110円	
パークゴルフ場使用	児童及び生徒	普通使用	1人1回につき100円		パークゴルフ場使用	児童及び生徒	普通使用	1人1回につき110円		
		シーズン使用	1人1シーズンにつき1,000円				シーズン使用	1人1シーズンにつき1,100円		
一般	普通使用	1人1回につき200円		一般	普通使用	1人1回につき220円				
	シーズン使用	1人1シーズンにつき3,000円			シーズン使用	1人1シーズンにつき3,300円				
用具使用	用具1組(クラブ1本・ボール1個)につき	1回につき100円			用具使用	用具1組(クラブ1本・ボール1個)につき	1回につき110円			

1 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。  
2 「シーズン使用」とは、発行の日から発行の日の属する年度の3月31日までの期間使用できるシーズン使用券によりパークゴルフ場を使用する場合をいう。  
3 「1回につき」とは、パークゴルフ場に入場してから退場するまでをいう。  
4 クラブ又はボールのいずれかを使用する場合の用具使用料は、用具1組の使用料と同額とする。

1 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。  
2 「シーズン使用」とは、発行の日から発行の日の属する年度の3月31日までの期間使用できるシーズン使用券によりパークゴルフ場を使用する場合をいう。  
3 「1回につき」とは、パークゴルフ場に入場してから退場するまでをいう。  
4 クラブ又はボールのいずれかを使用する場合の用具使用料は、用具1組の使用料と同額とする。  
5 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。

コ 胆沢川桜づつみ広場グランドゴルフ場兼パークゴルフ場

令和3年3月31日まで					令和3年4月1日以降				
利用区分		利用料			利用区分		基本利用料	付加使用料	
グラウンドゴルフ場兼パークゴルフ場	個人利用	児童又は生徒	1人1回につき100円		グラウンドゴルフ場兼パークゴルフ場	個人利用	児童又は生徒	1人1回につき110円	
		一般	1人1回につき200円				一般	1人1回につき220円	
	貸切り利用	児童又は生徒	1時間当たり300円			貸切り利用	児童又は生徒	1時間当たり330円	
		一般	1時間当たり600円				一般	1時間当たり660円	

1 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。  
2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。  
3 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。  
4 準備、撤去等のため前日等に使用する場合は、この表に定める額(備考3の適用がある場合は、その適用後の額)の2分の1の額(10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。  
5 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

サ 水沢武道館

令和3年3月31日まで								令和3年4月1日以降									
1 武道室								1 武道室									
使用区分				午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	正午から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで								
貸切の場合	入場料無料 の場合	アマチュアス ポーツ	1,200円	1,800円	2,400円	3,000円	3,600円	4,800円									
		その他	3,600円	5,400円	7,200円	9,000円	10,800円	14,400円									
	入場料有料 の場合	アマチュアス ポーツ	1,800円	2,700円	3,600円	4,500円	5,400円	7,200円									
		その他	9,000円	13,500円	18,000円	22,500円	27,000円	36,000円									
市内の児童 及び生徒が 使用する場 合	アマチュアス ポーツ その他	300円	450円	600円	750円	900円	1,200円										
		2,500円	3,750円	5,000円	6,250円	7,500円	10,000円										
貸切以外の 場合	20人以下の 団体及び個 人	児童及び生徒	1時間につき1人20円。ただし、150円を上限とする。														
		一般	1時間につき1人50円。ただし、300円を上限とする。														
営利を目的とする場合			14,000円	21,000円	28,000円	35,000円	42,000円	56,250円									
2 会議室等								2 会議室等									
使用区分				午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	正午から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで								
会議室・ロ ビー	入場料無料 の場合	アマチュアス ポーツ	100円	150円	200円	200円	200円	250円									
		その他	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円	2,500円	3,500円									
	入場料有料 の場合	アマチュアス ポーツ	1,000円	1,500円	2,000円	2,500円	2,500円	3,500円									
		その他	1,500円	2,000円	2,500円	3,500円	3,500円	4,500円									
営利を目的とする場合			2,500円	3,000円	3,500円	5,000円	5,000円	6,000円									
控室	入場料無料 の場合	アマチュアス ポーツ	200円	300円	400円	400円	400円	500円									
		その他	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	5,000円	7,000円									
	入場料有料 の場合	アマチュアス ポーツ	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	5,000円	7,000円									
		その他	3,000円	4,000円	5,000円	7,000円	7,000円	9,000円									
営利を目的とする場合			5,000円	6,000円	7,000円	10,000円	10,000円	12,000円									

1 武道室を日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から同月31日までの日並びに1月2日及び同月3日において使用する場合は、当該使用料の額の20パーセントに相当する額を加算した額とする。

2 附属設備等の使用料は、別に定める。

3 「入場料有料の場合」とは使用者が入場料、会費又はこれらに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合をいい、「入場料無料の場合」とは使用者が入場料等を徴収しない場合をいう。

4 3に定めるもののほか、使用区分に関し必要な事項は、別に定める。

3 付加使用料

使用区分		使用料
照明(武道室)	全灯1時間までごとに	1,580円
照明(トレーニングスペース)	1時間までごとに	150円
冷房装置(会議室)	1時間までごとに	330円
冷房装置(控室)	1時間までごとに	660円
ブルーヒーター	1台の使用につき1時間までごとに	440円
ストーブ	1台の使用につき1時間までごとに	330円

シ 江刺武道館

令和3年3月31日まで			令和3年4月1日以降		
使用区分	単位	使用料			
体育室	1時間当たり	1,050円			
<p>1 営利を目的として使用する場合は、この表に定める額の倍額とする。</p> <p>2 附属設備の使用料は、規則で定める。</p>					
1 武道室			1 武道室		
使用区分		基本使用料		付加使用料	
		全面使用の場合	半面使用の場合		
体育室(1時間当たり)	一般	1,150円	570円	照明設備を使用するときは、1時間までごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。 (1) 全面使用の場合 1,150円 (2) 半面使用の場合 570円	
	児童及び生徒	570円	280円		
<p>1 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。</p> <p>2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。</p> <p>3 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合は除く。</p> <p>4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。</p>					

ス 衣川柔剣道場

令和3年3月31日まで				令和3年4月1日以降			
	午前6時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前6時から 午後10時まで		基本使用料		
使用区分				使用区分	全面使用の場合	半面使用の場合	
高校生以下(1人につき)	50円	60円	80円	1人につき 1時間まで ごとに	児童及び生徒	60円	30円
一般(1人につき)	100円	120円	150円		一般	120円	60円
使用者が市内に住所を有する者の場合は、無料とする。				1 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。 2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。 3 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。 4 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。			

セ 水沢弓道場

令和3年3月31日まで		令和3年4月1日以降	
	区分	使用料	
	個人使用(1回につき)	100円	使用区分
	貸切使用(1時間までごとに)	500円	基本使用料
			個人使用(1回につき)
			貸切使用(1時間までごとに)
			110円
			550円
1 貸切使用の場合において、射場の2分の1以内を使用する場合の使用料の額は、この表により算定した額の2分の1に相当する額とする。 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。		1 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。 2 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。	
※中学生以下の使用については、一般的に部活動がないため不要。高等学校の生徒については一般扱いとする。			

ソ 奥州市ふれあいの丘公園クライミングウォール

令和3年3月31日まで						令和3年4月1日以降							
使用区分			土曜日及び休日以外の日		土曜日及び休日		使用区分			土曜日及び休日以外の日		土曜日及び休日	
			午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで				午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで
1時間まで ごとに貸切 り使用	アマチュアスポーツ、 サークル活動又はレクリ エーションに使用する場 合	児童及び生徒	120円	150円	150円	180円	1時間まで ごとに貸切 り使用	アマチュアスポーツ、 サークル活動又はレクリ エーションに使用する場 合	児童及び生徒	130円	160円	160円	190円
		一般	240円	300円	300円	360円			一般	260円	330円	330円	390円
	その他の催しに使用する 場合	営利を目的とし ない場合	480円	600円	600円	720円		その他の催しに使用する 場合	営利を目的と しない場合	520円	660円	660円	790円
		営利を目的と する場合	960円	1,200円	1,200円	1,440円			営利を目的と する場合	1,050円	1,320円	1,320円	1,580円
個人使用	一般	普通使用	1人1回につき300円				個人使用	一般	普通使用	1人1回につき330円			
		回数使用	6回で1,500円						回数使用	6回で1,650円			
	児童及び生徒	普通使用	1人1回につき100円					児童及び生 徒	普通使用	1人1回につき110円			
		回数使用	6回で500円						回数使用	6回で550円			
1 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。 2 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。 3 「回数使用」とは、回数券を使用して施設を使用する場合をいう。 4 午前9時前又は午後5時後に使用する場合は、その使用1時間までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後5時後のときは午後1時から午後5時までの使用時間に係る使用料の額とする。 5 準備、撤去等のため前日等に使用する場合は、この表に定める使用料の額の2分の1に相当する額とする。 6 使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。 7 この表により算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。						1 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。 2 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。 3 「回数使用」とは、回数券を使用して施設を使用する場合をいう。 4 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。 5 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。 6 準備、撤去等のため前日等に使用する場合は、この表に定める額（備考5の適用がある場合は、その適用後の額）の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。 7 午前9時前又は午後9時後に使用する場合は、その使用1時間までごとに、午前9時前のときは午前9時から午後1時までの、午後9時後のときは午後5時から午後9時までの使用時間に係る使用料の額（備考5の適用がある場合は、その適用後の額）とする。 8 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。							